

天の川沿岸 土地改良だより



第50号

令和5年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

<https://amanogawa.jp/>



創刊50号記念

(昭和58年7月1日 創刊号 ～ 令和5年8月1日 50号)

天の川沿岸土地改良だよりは、昭和58年(1983年)7月に創刊以来40年の歳月をかけて今回、50号の発刊を迎えました。創刊当初は丁度、県営ほ場整備事業と県営かんがい排水事業が本格的に始まった時期でした。そこで今回特集号として40年間の主な記事をいくつか掲載し振り返ってみました。

また、創刊50号を記念して、創刊号から50号までをホームページ上で順次公開しますので天の川沿岸「土地改良だより」の歩みをご覧ください。

天の川沿岸土地改良区

検索

就任および記念号発刊のごあいさつ

理事長 中田 住久



猛暑の候、組合員の皆様にはご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は改良区の運営にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月より粕淵前理事長に代わり理事長という重責を引継ぎいたしました。粕淵前理事長は平成29年度より代表監事、令和3年度より理事長として改良区の適正な運営にご尽力をいただきました。特に令和3年5月に発生した幹線送水路の漏水事故時においては、率先して関係各方面に支援を要請されるとともに日夜職員を激励するなど、遺憾なく指導力を発揮され、影響を最小限に留めていただきました。

私は理事経験が短く若輩者であり、身の程知らずではないかとも考えましたが、これまでの業務経験が少しでもお役に立てるのであればとお引き受けをいたしました。役職員皆様のご助言・ご協力を得ながら、土地改良区が今後も地域の発展に寄与できるよう微力ではありますが努力してまいりますので、組合員の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、土地改良区の運営状況等を組合員の皆様にお知らせする機関誌「土地改良だより」は、今回で50号という節目の発刊となりました。改良区に残る創刊号を拝読しましたが、多くの大事業を推進し業務多忙を極める中にあっても、運営状況等を組合員に伝え協力を得たいとの当時の役職員の皆様の熱い思いを感じました。

日比繁一理事長（当時）の「発刊にあたって」の挨拶では、『このような重大な時期を迎え、事業も繁雑となり組合員の皆様にもその事業内容を始め、運営についても熟知して戴きご意見又はご指導を戴き、一層のご理解とご協力を賜りたく、この度「土地改良だより」を発刊させていただくことになりました。初めての発刊のため皆様にご満足戴けるかどうかわかりませんが、ご愛読下さるようお願いを申し上げます。』と、発刊の経緯を述べられています。

また、粕淵光夫代表監事（当時）の「発刊によせて」の挨拶では、『種々なる御苦勞の中で、土地改良だよりを発刊されたこの企画に賛意を表しお祝いを申し上げます。（中略）この発刊を契機として、区の役職員一同はその使命を肝に銘じ限りない事業伸展のために努力しようと呼びかけて、祝刊のことばといたします。』と、役職員へエールを送られています。

月日は流れ、農業を取り巻く情勢は厳しさを増すばかりです。今を預かる私たち役職員一同は、先人の努力により立派に整備された水利施設の機能を健全な形で次の世代に引き継ぐことが使命と考えています。これからも「土地改良だより」を通じて、組合員の皆様へ改良区の現状をわかりやすく伝えられるよう努めて参りますので、ご意見をお寄せ頂ければ幸甚です。

最後になりましたが、組合員皆様のご健勝と益々のご繁栄をお祈りいたしまして、就任と記念号発刊のご挨拶といたします。

御挨拶

米原市長 平尾 道雄



天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、市政全般、とりわけ農業行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、皆様には、日頃から土地改良施設の管理・運営に御尽力をいただくとともに、美しい農地を守り育てる役割も担っていただいておりますことに、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、近年、本市も含め全国的な農業を取り巻く情勢として、農業の担い手不足や耕作者の高齢化に伴う農業離れが進行しており、さらには、耕作者にとって必要不可欠な農業機械の購入や維持管理は大きな負担となっています。

こうした中、本市におきましては、今年度より地域農業の新たな担い手を育成するため、市内で農業に従事したい人を対象とした「まいばら農業塾」を開講したほか、スマート農業技術の効果的、具体的な活用術を学んでいただくことを目的とした「米原市スマート農業視察会」の実施、さらには、「農業用機械等の導入支援」や地域農業のあり方と農地利用の姿を明確にする「地域計画」の作成などといった、地域における農業経営の安定につながる取り組みを、実施しているところです。

その基盤を支える貴土地改良区におかれましては、管内自治会との間での農業用水をはじめとする農業用施設の維持管理に関する協定や湖北管内の土地改良区との緊急時における相互応援協定を結ばれるなど、地域の安定的な農業用水の確保や施設の長寿命化に向けた取組を進められており、地域の農村環境保全、農業振興の向上のために、大変重要な役割を担っていただいております。

本市において、農業者の皆さんが安定的に農業経営を行うことができる環境を整備することは、大変重要な政策課題であると考えます。地域の皆様と連携し、持続可能な米原らしい農業振興の実現に向けて、着実な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、今後とも引き続き、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、天の川沿岸土地改良区の今後益々の御発展と組合員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶といたします。

「土地改良だより 50号発行おめでとうございます」

滋賀県湖北農業農村振興事務所 所長 國友 芳蔵

50号発行と歩み

今日から8月、葉月（はづき）です。葉月の由来はいくつもあり、旧暦で木の葉が紅葉して落ちる月“葉落ちる月”“葉月”というものや、稲穂が張る“穂張り月”とする説もあるようです。農業農村振興に関わる者としては、この“穂張り月”を推したいところです。

この葉月に「土地改良だより」の記念すべき50号を発行されること、誠におめでとうございます。そして、天の川沿岸土地改良区組合員みなさまにおかれましては、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。

昭和28年秋の台風により天野川と丹生川にあった33の井堰が壊滅的な被害を受け、その復旧から今日に至るまでの歩みには、土地改良区の設立、合同井堰建設、揚水機の整備などの大事業を成し遂げ、地域のみなさまには語りつくせぬ思いとご苦労があり、まさに地域農業の礎を築いてこられました。

時代の流れと笑顔

時代は日々動いており、人々の意識も日々変化し、多方面からの様々なご意見があります。水田から聞こえてくるカエルの鳴き声を「騒音」と感じる近隣住民から、水田の持ち主に対して「騒音対策依頼」の貼り紙が出されたことが、ニュースで話題となっていました。ある事象に対して、世の方々が多様な思いをされることは、時代の流れかもしれません。

水田に水があるから、稲が育ちます。水田に水があるから、オタマジャクシはカエルになります。カエルは害虫のカメムシを食べてくれます。大地に降った雨が川に流れ、合同井堰から農地に導き、さらにびわ湖の水を逆水で農地に送り込みます。その水は、農地だけでなく、集落内を流れ大根や農機具を洗うのに役立っています。農家のみなさんが丹精こめて作られた農作物は、おうちやお店でおいしくよばれて、笑顔にしてくれます。お腹に入ったものは、排せつ物となって処理され琵琶湖に、そして雲となり雨となり再び大地に、と循環します。大きな流れとして、”農地”と”私たちのお腹”と”カエル”と”みなさんの笑顔”は、つながっています。そのつながりの大切な役割を担っていただいているのが、天の川沿岸土地改良区です。

結び

地域のみなさまが安心して農作物が作れるよう農業水利施設などを日夜適正に管理され、用水を確実に送り届けていただいていることに、改めて敬意を表するものであります。

結びとして、天の川沿岸土地改良区のますますの発展と組合員みなさまのご活躍を祈念いたしまして、ごあいさつをさせていただきます。

第69回総代会開催

【全議案原案どおり可決及び承認】

令和5年3月22日(水)13時30分から総代現在員数38名のうち出席者30名、書面議決4名のもと、近江学びあいステーションの多目的ホールにおいて通常総代会を開催しました。

来賓に米原市長の平尾道雄様、滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課長の水谷智様、米原市経済振興局長の松居靖夫様のご臨席をいただき、議長に日光寺の総代、奥村博氏が選任され議案の審議に入りました。

提案しました議案は次のとおりです。いずれの議案も慎重に審議され、全議案を原案どおり可決、承認いただきました。



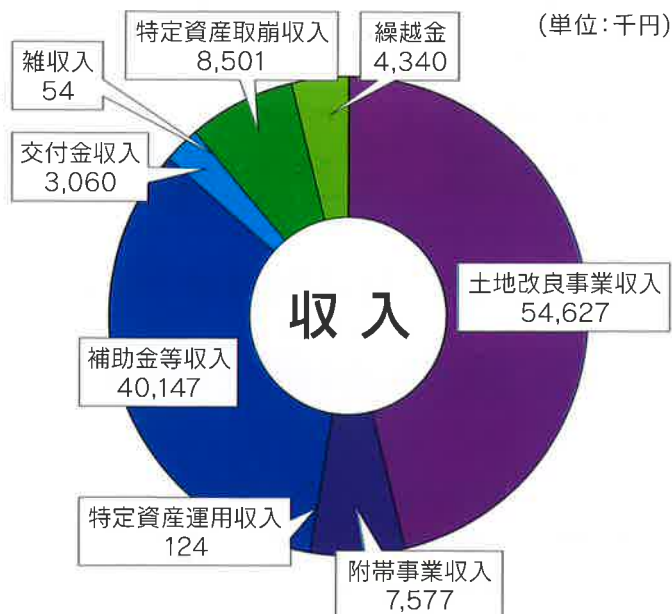
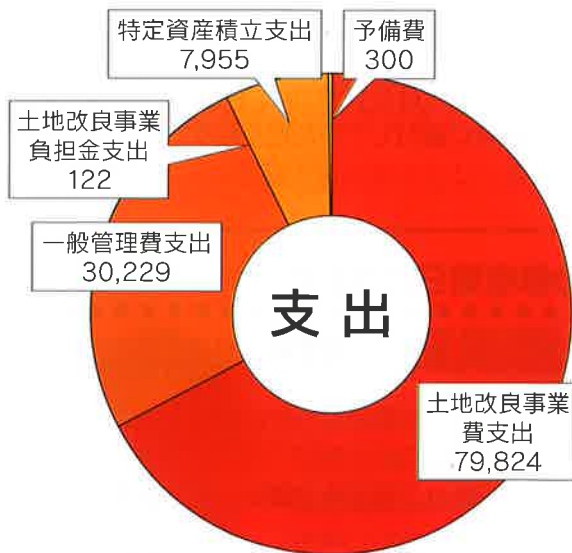
【提出議案】

- | | |
|--------|------------------------------|
| 第1号議案 | 令和3年度事業報告の承認について |
| 第2号議案 | 令和3年度一般会計収支決算及び財産目録の承認について |
| 第3号議案 | 令和4年度事業計画変更の承認について |
| 第4号議案 | 令和4年度一般会計収支補正予算の承認について |
| 第5号議案 | 天の川合同井堰管理規程の議決について |
| 第6号議案 | 令和5年度事業計画の議決について |
| 第7号議案 | 令和5年度一般会計収支予算の議決について |
| 第8号議案 | 令和5年度役員報酬の議決について |
| 第9号議案 | 令和5年度賦課金の額、徴収期日及び徴収方法の議決について |
| 第10号議案 | 役員(理事)補欠選任の議決について |
| 付帯決議 | |
| その他 | |

令和5年度 一般会計 収支予算

総額 1億1843万円

(単位:千円)



令和5年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
水利施設管理強化事業 (管理強化型)	農業水利施設の多面的機能の発揮に対応した管理経費について国、県、市から支援を受け、その機能の適正な発揮を図る事業です。	14,526
農業基盤整備促進事業 (前年度繰越含む)	区画狭小・排水不良という課題に対して、国の定額助成を活用し農家自らが畦畔除去による区画拡大や暗渠排水(①)に取り組む事業です。	20,837
農業排水循環利用促進事業	琵琶湖の汚濁負荷の軽減を目的として造成された循環かんがい施設(②)の操作運転費、点検管理費など、掛かり増し経費の支援を受けて農業排水の循環利用を進める事業です。	1,260
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	河南地先の夏目井堰で取水した用水の導水路(暗渠管)の漏水が著しく、機能回復のために整備補修を行います(③)。	1,200
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業(緊急整備補修)	予測し得ない突発的な漏水事故等に対し、緊急に実施しなければならない補修工事に備えて事業枠を確保しています。	2,000
21世紀土地改良区創造運動	改良区が果たしてきた役割を改めて見直すとともに、多面的機能の確保など新たな役割に対する取り組み方を考え行動する運動です。	200

① 暗渠排水工事



② 循環かんがい施設
宇賀野排水路ゲート



③ 夏目井堰：漏水箇所



令和5年度 地区除外決済金

(10アール当り)

地区	金額
かん排地区	498,300円
普通地区	175,150円
特例1地区	67,630円
特例2地区	98,390円

農地転用等にかかる地区除外決済金について

●改良区受益内の田を転用する場合や田を畑に転換する場合は、届出と共に地区除外を申請し、決済金及び手数料の納付が必要となります。

●地区除外決済金は、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地転用・転換の際に納付していただくものです。

※届出がない場合は次年度以降も賦課されます。

令和5年度 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特例1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

賦課金の徴収期日について

第1期 6月25日限り 第2期 8月25日限り

1回徴収(全期)の方は昨年8月に徴収することになりました。特に、口座引落の方は8月25日(金)に引き落とされますので、残高のご確認をお願いいたします。

賦課金は土地改良区の運営や施設の維持管理に必要な財源です。納入についてよろしくお願いします。

令和4年度 一般会計 収支状況

去る7月13日に令和4年度の決算監査を受け、以下の内容について承認をいただきましたのでその概要を報告します。

尚、正式な決算書としましては、来年3月の通常総代会で承認をいただいた後の取扱いとなります。

収入の部

(単位:円)

科 目	決 算 額
1. 土地改良事業収入	54,941,980
2. 附 帯 事 業 収 入	9,433,406
3. 特定資産運用収入	145,110
4. 補 助 金 等 収 入	37,375,000
5. 交 付 金 収 入	85,800
6. 業 務 受 託 料 収 入	131,400
7. 雑 収 入	71,879
8. 特定資産取崩収入	1,699,373
9. 固定資産売却収入	28,145
(A)当期収入合計	103,912,093
前期繰越収支差額	3,105,597
(B)収入合計	107,017,690

支出の部

(単位:円)

科 目	決 算 額
1. 土地改良事業費支出	61,497,933
2. 一般管理費支出	29,895,130
3. 土地改良事業負担金支出	386,600
4. 特定資産積立支出	10,593,655
5. 予 備 費	0
(C)当期支出合計	102,373,318
(A)-(C)当期収支差額	1,538,775
(B)-(C)当期収支差額	4,644,372

令和4年度 財産目録

<令和5年3月31日現在>

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部(合計)	2,197,461,889	B: その他固定資産(合計)	29,647,591
1 流動資産(合計)	44,385,848	土地	12,417,640
現金及び預金	7,604,798	建物	1,512,819
未収賦課金等(合計)	723,050	車両運搬具 公用車1台	1
未収経常賦課金	165,140	器具備品 ノートパソコン他23点	85,731
未収転用決済金	557,910	適正化事業拠出金	0
その他未収金(合計)	36,058,000	長期未収賦課金等	531,400
未収業務受託料	120,000	出資金	100,000
未収補助金	33,848,000	一時繰替貸付金	15,000,000
未収交付金	0		
その他未収金	2,090,000	II 負債の部(合計)	86,577,021
2 固定資産(合計)	2,153,076,041	1 流動負債(合計)	39,576,336
A: 特定資産(合計)	2,123,428,450	未払金	24,266,348
所有土地改良施設	1,656,680,993	預り金	309,988
受託土地改良施設使用収益権	1	一時繰替借入金	15,000,000
職員退職給与引当積立資産	54,662,725	2 固定負債(合計)	47,000,685
農地転用決済金積立資産	214,895,306	職員退職給付引当金	47,000,685
基幹施設維持管理積立資産	78,220,445		
土地改良施設財産処分積立資産	22,766,228	III 正味財産の部(合計)	2,110,884,868
事務所維持管理積立資産	25,566,998		
増加維持管理基金資産	70,635,754		

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部 (合計)	2,197,461,889	2,570,664,712	△ 373,202,823
1 流動資産 (合計)	44,385,848	56,524,108	△ 12,138,260
├ 現金及び預金	7,604,798	9,172,098	△ 1,567,300
├ 未収賦課金等 (合計)	723,050	47,810	675,240
├├ 未収経常賦課金	165,140	47,810	117,330
├├ 未収転用決済金	557,910	0	557,910
├ その他未収金 (合計)	36,058,000	47,304,200	△ 11,246,200
├├ 未収業務受託料	120,000	120,000	0
├├ 未収補助金	33,848,000	46,734,000	△ 12,886,000
├├ 未収交付金	0	70,000	△ 70,000
├├ その他未収金	2,090,000	380,200	1,709,800
2 固定資産 (合計)	2,153,076,041	2,514,140,604	△ 361,064,563
├ A: 特定資産 (合計)	2,123,428,450	2,485,312,536	△ 361,884,086
├├ 所有土地改良施設	1,656,680,993	2,025,459,361	△ 368,778,368
├├├ 受託土地改良施設使用収益権	1	1	0
├├├ 職員退職給与引当積立資産	54,662,725	53,062,098	1,600,627
├├├ 農地転用決済金積立資産	214,895,306	211,829,796	3,065,510
├├├ 基幹施設維持管理積立資産	78,220,445	76,020,445	2,200,000
├├├ 土地改良施設財産処分積立資産	22,766,228	22,738,083	28,145
├├├ 事務所維持管理積立資産	25,566,998	25,566,998	0
├├├ 増加維持管理基金資産	70,635,754	70,635,754	0
├ B: その他固定資産 (合計)	29,647,591	28,828,068	819,523
├├ 土地	12,417,640	12,417,640	0
├├ 建物	1,512,819	2,141,983	△ 629,164
├├ 車両運搬具	1	1	0
├├ 器具備品	85,731	179,854	△ 94,123
├├ 適正化事業拠出金	0	500,000	△ 500,000
├├ 長期未収賦課金等	531,400	488,590	42,810
├├ 出資金	100,000	100,000	0
├├ 一時繰替貸付金	15,000,000	13,000,000	2,000,000
II 負債の部 (合計)	86,577,021	98,719,610	△ 12,142,589
1 流動負債 (合計)	39,576,336	53,370,701	△ 13,794,365
├ 未払金	24,266,348	40,077,954	△ 15,811,606
├ 預り金	309,988	292,747	17,241
├ 一時繰替借入金	15,000,000	13,000,000	20,00,000
2 固定負債 (合計)	47,000,685	45,348,909	1,651,776
├ 職員退職給付引当金	47,000,685	45,348,909	1,651,776
III 正味財産の部 (合計)	2,110,884,868	2,471,945,102	△ 361,060,234
1 指定正味財産 (合計)	1,355,534,452	1,671,207,153	△ 315,672,701
├ 受取補助金等 (合計)	1,355,534,452	1,671,207,153	△ 315,672,701
├├ 受取補助金	1,355,534,452	1,671,207,153	△ 315,672,701
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(1,355,534,452)	(1,671,207,153)	(△ 315,672,701)
2 一般正味財産 (合計)	755,350,416	800,737,949	△ 45,387,533
├ 一般正味財産	755,350,416	800,737,949	△ 45,387,533
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(720,893,313)	(761,043,285)	(△ 40,149,972)
負債及び正味財産合計	2,197,461,889	2,570,664,712	△ 373,202,823

第18期新総代の就任

令和5年3月31日任期満了により総代選挙が行われ、次の方々が新しく総代に就任されました。4年間ご苦勞様ですが組合員の代表としてよろしくお願ひいたします。

尚、今回の総代選挙は、土地改良法の改正により改良区の総代選挙規程に基づき執行されました。

任期：令和5年4月1日～令和9年3月31日

(敬称略)

氏名	字名	氏名	字名	氏名	字名
雨森 昭広	多和田	森田 金光	長 沢	西川 一郎	上多良
村居 立巳	能登瀬	森田 知次	長 沢	溝口 武	朝 妻
喜田 典幸	能登瀬	喜田村 郁夫	宇賀野	真野 喜久雄	筑 摩
鳶田 正人	日光寺	北村 新治	宇賀野	藤居 和彦	筑 摩
木田 勝幸	寺 倉	北村 幸雄	宇賀野	藤沢 重和	磯
小竹 一男	新 庄	吉田 敬徳	飯	澤 善雄	河 南
濱寄 伊知郎	箕 浦	牛尾田 忠幸	飯	西村 正輝	樋 口
仁科 和己	西門寺	北村 宗義	世 継	木村 広一	南三吉
伊部 文雄	岩 脇	北村 豊三	世 継	宮川 喜代蔵	東番場
中野 光夫	高 溝	角田 善隆	下多良	酒井 昭	西番場
熊谷 文夫	顔 戸	角田 与一	中多良	木村 敬吉	枝 折
須戸 清次	顔 戸	北村 文秋	上多良	山田 進	下丹生

(定数37名 令和5年7月10日時点 1名欠員)

土地改良事業功勞者表彰

令和5年7月5日、滋賀県土地改良事業団体連合会湖北支部協議会において土地改良事業の功勞者として支部長表彰が行われ、当土地改良区前理事長の**粕淵宏昭**氏が受賞されました。おめでとうございます。

役員(理事)の補充

第69回通常総代会において役員の新規補充専任議案が議決され、新たに**高居善介**氏(能登瀬)が理事に就任されました。よろしくお願ひいたします。

前任の**原田喜春**氏には大変お世話になりました。



新規採用職員

あずま るい
東 瑠威

この度、4月から天の川沿岸土地改良区の職員になりました東 瑠威です。仕事内容はもちろん、長浜市出身ということもあり、字名や集落・施設の位置などゼロからになりますが、1日も早く覚え皆様のお役に立てるよう努力しますのでよろしくお願ひいたします。

天の川沿岸「土地改良だより」創刊50号記念特集

……各号のメイン記事の見出しを抽出し整理すると、以下の期間ごとにまとめることができました。……

【創刊号～第24号】(S58～H8)

「～～」内はメイン記事等の見出し

創刊号S58.7「県営天の川西部地区ほ場整備事業初年度工事完成」から第24号H8.7「天の川東部・東部南地区県営ほ場整備事業竣工式挙行」までは、県営かんがい排水事業と、ほ場整備事業をメイン記事として掲載することがほとんどでした。その中でも目を引く記事をいくつか挙げると、第9号S62.7「2万ボルト受電、新揚水機始動3/24通水式」、第15号H2.7「県営事業(かん排・ほ場整備)事業費ピークを迎える。総額19億6千万円」、第19号H4.7「かん排送水管 中央幹線は能登瀬東端へ到達 北幹線は土川横断ループ化成る」「南幹線は岩脇地先で北陸線、新幹線を地下横断」、その他に第17号、20号、22号そして24号と県営事業の竣工の記事がメインを飾りました。昭和55年に着工以来15年に亘る農業基盤整備事業が完了しました。(第20号までは、ほぼ年2回発行)

Φ700mmの大型ポンプ搬入



Φ1500mm 送水本管理設

難工事! 軟弱地盤で重機沈む



【第27号～第37号】(H11～H22)

第27号H11.11「平成11年度新規事業スタート 地域用水関連2事業」から第37号H22.8「平成21年度工事をもって11年間に亘る事業を無事完了す」までは、県営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)と地域用水機能増進事業(ソフト事業)をセット事業として進めた期間になります。多面的機能に配慮しながら施設の更新事業を進めるとともに、ソフト事業で集落活動組織を立上げ、農業水利施設が持つ多面的機能の発揮につながる活動が各地で活発に展開されました。



景観に配慮した用水路

親水機能に配慮した洗い場



ごみ撤去作業に配慮したスクリーンの設置作業

【第30号～現在】(H14～現在)

第30号 H14.10「進めよう! 21世紀土地改良区創造運動」この創造運動が前出の期間とほぼ同時期から始まり現在も継続しています。合わせて第31号 H15.6「田んぼと魚のきずなを取り戻す! 魚のゆりかご水田」を進めるとともに、滋賀県が進める”みずすまし構想”の推進活動にも取り組み、前述の地域用水機能増進事業とも相まって21創造運動が盛り上がりました。

とりわけ、平成16年には21創造運動の全国大賞を受賞することができました。丁度この年は土地改良区設立50周年と重なり、記念式典において大賞受賞を披露するとともに、組合員さんへ全戸配布した記念誌”五十年の歩み”にも大きく取り上げ、節目の年に花を添えることができました。このようなことから、この年の土地改良だよりの発行は休止しました。

魚のゆりかご水田・親ブナ放流



県営事業の整備&植栽活動
& 観察会

排水路全面魚道施設で大物GET!!



第34号 H19.8「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策始まる!」及び前出の第37号の並列記事として、「事業完了～施設管理体制の整備へ」や、「維持管理実施要領制定に向けた取組について～用水の有効利用を目指した管理体制の構築!」といった見出しが目にとまります。更に第42号 H27.8「維持管理計画書の変更認可間近に!」や第45号 H30.8「農村まるごと保全対策～広域活動組織”天の川水土里保全会”設立成る」、第46号 R1.8「県営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型)完了」等、これまでとは書きぶりの違う記事が並ぶようになりました。正に維持管理を適正に行いながら、適宜施設更新を進めていくという方向性を示しています。そのような中、第48号 R3.8で「逆水本管の漏水事故発生! 難工事! 3週間かけ復旧」を掲載しました。関係の皆様にご迷惑をお掛けした漏水が2年前の記事でした。今後の施設管理を進める上で気の引き締まる、大きな教訓となった事故でした。



大規模排水路での清掃作業



集落内水路の泥上げ作業



排水路の草刈り作業

【結び】 土地改良だよりの記事を通してこの40年を振り返ると、まず、農業の基盤整備事業に始まり、これが整うと次は農業水利施設の持つ多面的機能に着目した啓発活動やソフト事業へと展開し、そして現在取り組まれている集落ぐるみの農業農村の保全活動の時代へと繋がってきていることが分かります。前世代から受け継いだ地域の大切な資源(農業水利施設)を次の世代へ上手く引き継げるように、皆様の尚一層のご協力をお願いいたします。

まるごと保全広域だより

天の川水土里保全会運営委員会

令和4年度実績報告

令和4年度の保全会活動は、前年度の持越金及び世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金を財源として総額1,226万円の予算で実施しました。

支出総額は活動費、事務局経費を合わせて1,126万円となり、その内訳の比率は日当・賃金50.3%、購入・リース費11.6%、外注費19.5%、その他（翌年度への繰越金100万円を含む）18.6%という構成となりました。

それぞれの集落では計画に基づき保全会活動が実施され、のべ4,732人の皆様に参加していただきました。また、スキルアップを図るため研修会へ積極的に参加するなど自己研鑽に努めるとともに、運営委員会を開催し、より良い活動に向けて意見や情報の交換を行いました。

広域組織設立から6年目を迎え、天の川水土里保全会の取組が地域へ更に浸透し、活動が幅広く展開されることと思われまます。

【令和4年度の活動から】



水路清掃



農道の補修



水路の草刈



環境保全活動

広域組織に参加しませんか!

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取組まれていない集落や、現在活動中の集落単独保全組織に対し「広域組織」への参加を幅広く呼びかけています。

●広域組織に加入することで受けるメリットは以下のとおりです。

- ①活動の実績報告書の作成や市役所とのやり取りなど煩雑な事務は、広域事務局で行いますので、集落の負担は軽減され、活動に専念しやすくなります。
- ②広域組織に参加している集落活動組織間で交付金の融通が可能です。不足する集落や小規模な集落へ交付金を回すことで効果的な交付金の活用ができます。
- ③活動要件の負担軽減として、例えば、生きもの調査等については、単独で実施しなくても広域組織で実施する活動に参加していただくことで要件を満たすことになります。

新規でも、途中からでも広域組織に参加が可能です。是非、ご検討ください。

【現在、広域活動組織「天の川水土里保全会」には、10集落の活動組織と1団体（改良区）が参加しています。】

●農村まるごと保全向上対策の基礎的な内容は以下のとおりです。

基礎的な保全活動を主とした取組（左欄表）と、地域資源の質的向上などを合わせた取組（右欄表）のいずれかを選択して、交付金を受けながら活動を行います。

（10アール当たり）

交付金額		活動内容
田	2,200円	○水路の泥上げや草刈 ○農道の道普請や草刈
畑	1,500円	○施設の点検等 ○年間活動計画等 (農家みの取組でも可)

交付金額		活動内容
田	3,500円	基礎的な保全活動 + ○水路のひび割れ補修
畑	2,300円	○農道の部分補修 ○生きもの調査等 (非農家を含めた取組が必要)

※農振農用地の取組面積に対して交付金が計算されます。

まだこの制度に取り組んでおられない集落は、是非ともご検討願います。

問い合わせ先 TEL 52-0067 広域事務局 横川、谷村

改良区事務局作業記録

①-1ゲート修理(下丹生)



②幹線水路藻上げ作業



④ポンプ清掃作業(宇賀野)



①-2ゲート修理(下丹生)



③一筆バルブ漏水調査(朝妻筑摩)



・経費を少しでも抑えるため、職員で出来る事は直営で修理等を行っております。
この他にも、幹線水路漏水補修(河南)や空気弁分解清掃(西円寺)なども実施しました。

水生生物観察会、開催！



今年も息長小学校と土地改良区が連携し、5年生を対象に“おきなが水生生物観察会”を開催しました。まるごと広域組織“天の川水土里保全会”や米原市農政商工課の応援を受けながら、去る7月4日に新庄地先の右岸幹線用水路と、隣接の8号分水工(琵琶湖揚水施設)を会場に実施したものです。

この取組は、子供たちに用水路や分水工などの施設について理解を深めてもらうとともに、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さを学び、生き物や環境保全に関心を寄せてもらうことを願いつつ「21世紀土地改良区創造運動」として実施しています。今後も活動を継続していきたいと考えています。

水路にごみ・刈草を流さないで！

水路にごみや刈草が流れると、水門・取水口・スクリーン等で詰まって水が溢れたり、水が届きにくくなります。特に下流域では水が減ったり、多量のごみや刈草が流れてきます。

以下のことに気を付けましょう。

- ・ごみのポイ捨てはしない。
- ・草を刈る際、水路側から外側へ刈る。
- ・外に置く際、風で飛ばされないようにする。



節水にご協力ください！

①電気料金が高騰しています！かけ流しなどの無効放流がないか、排水路へ水が落ちていないか、畦畔からの漏水がないか。むだな水をなくし有効な送水ができるようにご確認をお願いいたします。

②8月31日まで3つの区域毎に送水日を決める「番水」を実施しています。3日に1度送水が止まりますのでご協力をお願いします。

改良区への手続・届出について

手続・届出事項	こんな時に必要です。	必要書類
組合員の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の死亡及び相続 ・農地の売買、贈与、交換 ・農業者年金の受給による経営移譲 	組合員資格得喪通知書
賦課金の口座引落	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で口座引落にする場合 ・引落口座を変更する場合 	口座振替依頼書 ※ (各金融機関毎に異なる)
土地改良施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・改良区の管理水路に橋を架ける場合 ・水路本体や用地内に変更を加える場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良財産使用承認申請書 ・土地改良財産原形変更工事施工承認申請書
農地転用又は畑地転換	<ul style="list-style-type: none"> ・改良区の受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合 ・田んぼを畑に転換する場合 (地区除外決済金、手数料が必要になります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用等の通知書 ・組合員資格得喪通知書 ・地区除外申請書 ・農地転用等に係る協定書 (畑地転換もほぼ同等の書類)

※口座振替依頼書はそれぞれの金融機関又は改良区事務所に用意しています。
(JA レーク伊吹、滋賀銀行、関西みらい銀行、長浜信用金庫、ゆうちょ銀行)

◎口座振替依頼書以外の届出書類の様式はホームページからダウンロードが可能です。